

平成29年度 第2回川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 摘録

【会議の概要】

| | | |
|--------|------------------------|--|
| 開催日時 | 平成29年6月2日（金）午後3時から5時まで | |
| 開催場所 | 第3庁舎12階会議室 | |
| 出席者の氏名 | 委員 (五十音順) | 石渡 勝朗（川崎市保護司会協議会 会長） 小野 敏明（田園調布学園大学 名誉教授 （特非）日本地域福祉研究所副理事長） 鏑木 茂哉（川崎市全町内会連合会 副会長） 佐藤 忠次（川崎市社会福祉協議会 会長） 富岡 茂太郎（川崎市民生委員児童委員協議会 会長） 藤原 司（川崎市老人クラブ連合会 理事長） 横島 正志（川崎市身体障害者協会 事務局長） |
| | オブザーバー | 健康福祉局生活保護・自立支援室、健康福祉局地域包括ケア推進室、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局保健所健康増進課、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、こども未来局総務部企画課 |
| | 事務局 | 健康福祉局地域福祉部地域福祉課 |
| | 傍聴人の数 | 3名 |

【議事要旨】

| 発言者 | 発言要旨 |
|----------|---|
| 成田健康福祉局長 | （開会の挨拶） |
| 事務局 | 報告事項（1）「川崎市地域福祉計画策定指針について」資料2、参考資料1に基づき説明。 |
| 委員 | 市の福祉計画と、区の福祉計画を独自に別個で持ってやっているが、どこで整合を図っていくのか。図る必要はないのか。 |
| 事務局 | 外部委員の方に一同に集まって、調整を図るような場は設けていない。今回、地域包括ケアシステム推進ビジョンを策定し、区役所に地域みまもり支援センターを整備して以降の最初の計画ということもあり、特に、行政内部では情報交換を進め、大きく齟齬がない形で進めたいと考えている。また、先程の指針づくりなども、一定の整合性を図るために、策定したところである。 |
| 分科会長 | 社会福祉法改正は、5月26日に参議院を通過した。来年4月1日施行であり、策定指針のところを少し修正する必要があるのではないか。 |
| 事務局 | 分科会長のお話のとおりであり、今後、地域福祉計画策定のガイドラインの改正が行われるものと思われる。時期については、明確ではないが、その動向を見ながら、必要に応じて、調整をしていきたいと考えている。 |

| | |
|------|---|
| 分科会長 | 参考資料1の法改正案で、第107条の第3項に位置付けられるのだが、「定期的な計画変更とPDCAサイクルの導入」というのが出てくる。この点については、十分に検討する必要があるものと思われる。 |
| 事務局 | 計画の評価については、これまで本市の計画においても、十分行ってきたとはいえない面もあり、他都市でも、この点についての難しさを指摘している市町村もある。法改正の趣旨も踏まえ、より良い方法を考えていく必要があると考えている。 |
| 事務局 | 報告事項(2)「第4期川崎市地域福祉計画の取組状況について」資料3、資料3-2に基づき説明。 |
| 委員 | <p>災害時の支援づくりに要援護者の登録制度がある。実際に発災すると、登録していた人を誰が助けるのかというと、市役所、又は社協関係の人が来て助けるのではなく、地域の自主防災の人たちがやるわけである。地域の自主防災というのは、町内会、自治会が基本になって作るわけである。そうすると加入率の問題があり、場合によっては、加入率が50~60%で、全然町会費も払わない、町会には世話にならないという人が、この制度が市役所から来ると、「私を助けて」と言って、市役所に届けて、市役所から町会に、「こういう人が登録した」と言ってくる。ここにもものすごい矛盾を感じる。</p> <p>全町連の会合では、そういう人も助けるにしても、人間的な生存権も守らなければいけないからということになる。ただし会員を先にやってその後だということ認識していただかないと、「私をなぜ早く助けてくれないのか」と言われてしまうと困る。確か、防災ガイドブックの中に、登録してもすぐ助けてもらえるとは限らないという注意書きを入れてもらっている。それも含めて、行政の方は認識していただくか、逆にそういうことがあるから、「私は町会に世話にならない」ではなく、町会になるべく入ろうと、条例も作ったので行政からもいろいろな形で応援していただきたい。</p> <p>民生委員を選ぶにしても、世話人會を作るのに、やはり町内会・自治会が関わっている。地区社協も、各地域の町内会・自治会が入った中で構成して作っている団体である。そういう意味で、町内会・自治会は会費を払っている人が会員で、その会員によって会が作られているから、当然自主防災もそうなのだが、自主防災もいざ発災したときに活動するのは、まずは、会員を対象にやっていく。そこら辺のひずみがあることを、町内会に入らない人、入る人を含めて、地域に徹底して広報をしないと、ずっとひずみを持ったまま、私は登録しているから助けてもらえるのではないかと思いつつ、でも普段は世話にならないから町会は関係ないということがずっと続くようになってしまう。</p> |
| 委員 | 避難所運営など、町会が担っている。今、町会の組織率が非常に低いので、入っていない人も非常に多い。そういう中で、みんな町会に投げられると、町会でも非常に困る。だから町会を活用するなら、もう少し町会という組織を支援して、しっかりと固めていかないと、町会長も場所によっては、1年おきに交代するなど、いいものを作っても徹底しないというようなどころがある。 |

| | |
|------|---|
| | <p>もう1つ、福祉教育の問題がある。例えば小学校とか、中学校の福祉教育について、充実しなければならない。しかし教育委員会はどういうふうに考えているのか。先生方が2年おきが変わってしまうと徹底できない。社協で福祉教育をやっているのだが、なかなか徹底できないということがある。だからもう少し周りを固めていかないと、福祉教育もうまくいかない。小学校など忙しくて、福祉教育どころではないなどと言う先生もいる。そういう面をもう少し検討しなければいけないのではないかと考えている。</p> |
| 委員 | <p>地域包括ケアシステムの構築といっても、これも、地域で顔の見える住み慣れたところで生き続けたい地域づくり、これも誰がやるのかというと、結局、地域、町内会・自治会が中心になって、老人クラブの人とか、子ども会も包含しながらやっていくのだが、そういう意識の醸成というのを合わせてやっていかない限り、絵に描いた餅を論じているだけになるような虚しさもある。</p> |
| 委員 | <p>基本的には、議会で自治基本条例を作ってください、そして見守り、地域包括ケアと2つを大きな柱として、基本計画はここから流れを作っていくと、具体的なことだけをいっても仕方がない。ある程度その中で、例えば町内会のことは、自治基本条例の中でどう位置付けてやっていくのか、それから地域での見守りを含めて、福祉の関係は包括ケアの中でどう対応していくか、そういう流れをきちんと確認して、それから進めていけばいい。そこを重点的に市民に対して、PRして知っていただくということが大切ではないか。</p> |
| 事務局 | <p>これまでの地域福祉計画についても、自治基本条例を基にして作成してきたと認識している。新たに今回、地域包括ケアシステムということで、自助、互助、やはり先ほど災害の関係もあったが、その辺は今後の計画の中にも位置付けていきたいと考える。</p> |
| 委員 | <p>どこかで読んだのだが、災害があったときには、個人情報などといってられないと書いてあった。それはどういうことだろうか。</p> |
| 分科会長 | <p>元々個人情報保護法に、災害時と緊急時は個人情報の保護の範囲ではないと、はっきり法律にある。</p> |
| 委員 | <p>今は、個人情報の取り扱いについて、過剰反応な部分があるのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項(3)「川崎市の現況と第4回川崎市地域福祉実態調査について」資料4、資料5を基に説明。</p> |
| 委員 | <p>資料4の7ページだが、町内会・自治会の加入率で誤解していたが、麻生区は加入率が低いと思っていたが、多摩区の方が低い。そういうことで良いか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。民生委員の充足率という話でいうと、麻生区ということがある。</p> |
| 分科会長 | <p>多摩区は意外と大学生が多いのではないか。大学生はまず町内会には入らない。大学が3つぐらいある。</p> |
| 委員 | <p>いろいろな統計、数字が出ているが、民生委員の活動が絡むところが多々ある。民生委員は普段見守りとか、調査等々やっている。その中で、孤立死を防ぐために有効だと思うことでは民生委員児童委員による訪問・見守りが2番目になっている。民生委員は常に地域を見守り、巡回しているので、そういった</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>点では、いい仕事をしているのかと思う。それから頼りにされているということでも何番目かにある。それから災害時に、要援護者の支援ということも、自主防災組織と一緒にやるということになっていて、自主防災組織の長と、町会長と民生委員の3者が名簿を共有している。その中で、民生委員として一番懸念していることは、障害者の名簿が出てきていないということである。普段障害者の名簿がないものだから、いざ災害が起こったときに、障害者がどこにいてどういう人かというのが全然分からない。それを行政に提出してほしいと常々申し上げているが、個人情報保護法の下に、なかなか出てこないということがある。それがジレンマかと思う。</p> |
| 分科会長 | <p>確か災害時要援護者登録制度では、障害者も手上げ方式であるが対象になっているのだろう。</p> |
| 事務局 | <p>今の要援護者の名簿の捉え方であるが、基本的には身体障害者の手帳の1級から3級で、内部障害者の方を除くという形である。また高齢者の方については、要介護の3、4、5が対象者という形になっている。だから障害者の方でも、精神障害者であるとか、知的障害者の方は今のところは要援護者の対象にはなっていない。ただ名簿的には、今後、そちらも検討していかなければならないということで、今、検討しているところである。</p> |
| 委員 | <p>くれぐれもその際、地域住民組織に加入しているということが第一義的なもので、入っていないと遅れてしまうということも認識した中で登録してもらわないと、万が一、後で裁判になったときなど、大変かと思う。</p> |
| 委員 | <p>今の民生委員の方は一生懸命やっているのだが、地域でも私も民生委員を出すのに、だんだん人がいなくなってきた、なかなか町会でも推薦できないというところも出てきている。民生委員の定年というのがある。そうするともう定年だということで、手を上げてくれても駄目だということになってしまうこともある。やはり元気な高齢者は多いわけだから、そういう人を活用していくというふうにしていかなければいけないのではないかと思っている。</p> <p>民生委員はこの前、うちのほうでもチラシを配って、民生委員の仕事はこうだと社協でやっていただいているのだが、今、見ていると、浸透している割合が少ないという感じを受けた。それからもう1つは地域包括支援センターである。あまり浸透していない。もう少し浸透させる方策を考えていかないと、これから認知症などいろんな問題も出てくると、やはり地域包括支援センターの取り組むべきことというのはあると思う。これから行政の方で認知度を高めてもらうということが大切ではないかと思っている。</p> |
| 委員 | <p>民生委員は、地域包括支援センターを頼りにしている。何かというとそこに行ってお願ひして、動いてくれて行政とつないでくれる。</p> |
| 委員 | <p>私も頼りにして行っているのだが、どうもそこが地域とギャップがある。その地域包括支援センターもチラシを地域に配っている。それで集まったりしているが、まだまだ浸透していない。</p> |

| | |
|------|---|
| 分科会長 | 資料5の調査結果の概要の3ページの一般向け悩み事の相談先というのは、この統計は結構調査対象者は若い人もいるので、年齢別のクロス集計を取ると、地域包括支援センターはもう少し数字も増えるのではないかと。 |
| 委員 | 地域包括支援センターはものすごく忙しいらしい。1人増員して、5人体制になったが、それでもまだすごく忙しい。仕事量がものすごくあるらしい。 |
| 分科会長 | 川崎市の現況については、生活困窮者の問題も絡めて、一人親家庭の貧困状態の顕著なのが特に母子世帯である。今、子どもの貧困問題というのは非常に大きいから、一人親家庭に対する児童扶養手当の受給者数とかも少し載せておいたほうがいいのではないかと。 |
| 事務局 | 承知した。他の行政計画とのバランスもあり、基準時点等も合っていない可能性があるから、計画書としてまとめるまでには、いろいろと調整を図らせていただきたいと思う。 |
| 事務局 | 報告事項(4)「各区における地域福祉計画の検討状況について」資料6に基づき説明。 |
| 委員 | 中原区の委員をやっている、いろんな団体の人たちが集まって、ご意見があるかということ、ばらばらな意見が出てきて、それを行政の人が参考にして、計画を作るのだろうが、次はテーマをちょっと出してもらって、それについて考えてきてもらって、発言してもらわないと収拾がつかない状況になってしまう。 |
| 事務局 | 幸区ではどのような感じになっているか。 |
| 委員 | 幸区の委員をやっているが、評価に点数をつける。市と同じように全部取組を挙げて、1、2、3、4と点数を付けるのだが、なかなか付けられない。そういうふうにして、これは進んでいるとか、進んでいないとか、詳細に点数を付けてやっている。その評価の報告を今はやっている。 |
| 事務局 | 審議事項(1)「第5期川崎市地域福祉計画の計画体系について」資料7に基づき説明。 |
| 委員 | 先ほども話があったが、地域という捉え方である。ここでいう地域というのは、町内会単位の地域ということなのか。 |
| 事務局 | 地域という言葉を使う場面によって少し違うことがあり得るかということが第一感と、住民一人一人が捉えている地域という話と、そこに対して行政や社会福祉協議会が働き掛ける単位として、どういう働きかけをして、どういうことを達成するかによって、考え方も違うかと思っている。そのところを行政の中でも整理をしたいと考えているところである。 |
| 委員 | 先ほどのアンケートの中で、地域というのは町内会で捉えるというのが一番多かったと思う。だからそのようなところが基本なのかと思う。例えば地区社協などは、町内会がいくつか合わさった地区になるから、うまく使い分けていくことになるだろう。 |
| 分科会長 | 生活圏域という言葉を使うと、うまく使い分けなければならない。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>川崎市が他の都市と比べると若干特殊かもしれないところは、介護保険の中では、日常生活圏域という言葉が使われるが、基本イメージはそれが中学校区に近いと国の資料などではいわれている。川崎市の場合には、現行の介護保険事業計画は、日常生活圏域は行政区という捉え方にしている。その下に、包括エリア単位ぐらいの概念的な圏域を設けるような形で施策を進めていこうとしているところがあるので、この点については、高齢者の計画の検討会議でも検討する予定ではある。いろんな概念があって整理をしなければという認識は持っている。</p> |
| 委員 | <p>私は幸区なので、地域包括ケアシステムの構築に向けて、先んじてやったのは「ご近所支え愛」で、あれはまさに町内会単位である。今年3年目になるが、町内会によってやはり微妙にというか、場合によってはかなり違う地域性というのを感じるので、そのようなことも考慮していただきたい。</p> |
| 委員 | <p>社協の立場からいうと、縦割りの行政の谷間の問題がある。社協には部会が20ぐらいあり、部会で討論とかいろいろしているのだが、それも機械的に年に何回しかやっていない。その部会である問題点をもっと共通の部会の中で議論できないかと思う。障害者も高齢者も含めて、基本的に包括的に絞られてくると思う。こういうところで行政と一体になって、どの辺までお互いに詰めていけるのか。そういうことも是非やってもらいたい。</p> |
| 委員 | <p>保護司の立場から考えると、この地域包括ケアシステムができるということで以前から期待しているような意見を言った。特に連携という意味で、私は興味がある。たまたま私の持っていた県の保護観察対象者がいた。その子が親と共に、いわゆる精神的な障害、それから身体的にも具合が悪い、障害といったらいいか、そういう子であった。その子とその親を見て、川崎区は、非常に進んでいると思った。つまり金銭的な生活の面も含めて、福祉事務所が中心になって、医師や元の少年院の職員、あるいは事業主とか、そういう関係のケアシステムの人たちを集めて、その子どもと親を支える連絡会というものを作って、月に1回程度話し合っって情報を共有して支援していこうとしている。雇用の問題とか、生活の問題、いろんなものを支援していこうという機関があった。これは私が持っていたからたまたまそういうことが分かったので、それはどこから始まったかという、やはり福祉事務所の職員が中心になって、そういう会を開いていらっしゃって、よかったと思っている。ただ今、町内会の問題もあったし、社協の教育もあるだろうし、学校関係と色々な領域があって、その地域という言葉はいろいろな形で使われるが、それぞれのケースの中で、1人の人間が救われていくというか、支援をされていく。やはりそういう部分を求めて考えていく必要があるのではないかと思った。</p> <p>だからそういう意味で、幅広く考えてほしいということと、このケアシステムというのは、やはりよく分からない。うちの町会長も、「よく分からない。一体何なのか」ということで、非常にとまどっている部分もある。例えば町会単位で、このシステムはこういう部分で、こうやって自主的にこうやるのだと</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>いうPRというか、啓蒙活動が必要になってくるのではないかと思う。いわゆる机の上での議論ではなく、現実的なもう少し具体的な話として議論をしていかなないとぴんと来ない。今までこういう報告資料を見せていただいて、いろんなところで非常に素晴らしく成果を上げて活動していらっしやったということが分かった。だからそういうものはやはり大事に育てながら、なおかつ新しい視点でいくというのが非常に大切なことだと思うので、頑張ってもらいたい。</p> |
| 委員 | <p>障害者団体の立場からお話させていただくと、今、川崎市はパラムーブメントということで、2020プランで、ユニバーサルデザインであるとか、バリアフリーだとかというようなお話がどんどん進んでいるところである。これがいいチャンスで市内でも、そういった部分を改善というか、共生社会ということでは、誰もが利用できるような、誰もが同じような立場で生活できるようなところを目指して福祉計画というのを進めていただきたいと思います。</p> |
| 分科会長 | <p>今度の法改正で107条第1号に入ってきた、高齢、障害、子ども・子育て、その他福祉、生活困窮者支援などはこの体系ではどこに入ってくるか。</p> |
| 事務局 | <p>基本的には、2つ目の基本目標になるのかと思う。あとは場合によると、書き方の問題にもよるのだろうが、(4)の中にも含めて書き込むというイメージかもしれない。また、(3)の中の一部に濃く出る場合もあると思う。</p> |
| 分科会長 | <p>共通事項だと、福祉サービスの質の確保とか、人材確保・養成とか、この辺も共通事項だろう。</p> |
| 事務局 | <p>その辺りは、(2)の「住民本位の福祉サービスの提供」というところに整理をしたいと思っている。</p> |
| 委員 | <p>「(3) 支援を必要とする人が的確な支援につながる仕組みづくり」の中の「生活困窮者の自立支援など」とある。この生活困窮者の自立支援というのは、実際にはどういうことがあるのか。それから全然働かない人には、生活保護という手段があると思うが、ハローワーク等を通じて、仕事の斡旋とかあるのだろうが、ハローワークに行っても、なかなか仕事がもらえないのが現状なので、他に困窮者の自立支援というのは、どういうことがあるか聞きたい。</p> |
| 生活保護・自立支援室 | <p>今の生活困窮者というキーワードだと、先ほどの資料3の12ページをお開きいただきたい。生活自立仕事相談センター、愛称では「だいJOBセンター」という名称の生活にお困りの方の相談機関がある。平成27年度に、生活困窮者自立支援法という法律ができ、それに基づいて、生活保護を受ける一歩手前の方、経済的に困っているけれども、まだ生活保護に陥らない方を生活保護にさせないために、まずその一歩前段でセーフネットを掛けようという趣旨の下に行われている。主に失業とかを元に経済的に困窮した方を支援するという形で取り組んでいる。先ほどおっしゃったように、なかなか仕事が見つからないということで、ハローワークから紹介されて、この相談センターに来る方もいる。ただ失業だけではなく、心に病を持っている方とか、それ以外の家庭に少し課題がある方とかという、いろんな課題を持った方々がいる中で、仕事もというところで、きめ細かな対応をしながら、支援をしているような状況である。</p> |

| | |
|------------|--|
| 分科会長 | 生活困窮者自立支援法という任意事業に子どもの学習支援がある。川崎はかなり今前向きに展開しているのではないかな。 |
| 生活保護・自立支援室 | 本市では、困窮者自立支援法が始まる前の平成 24 年度から始めさせていただいている。今現在、困窮者という枠なのだが、当初始めたのは、生活保護を受けている世帯というのは、その子どもたちが生活保護になってしまうという貧困の連鎖と呼んでいるが、その割合が 25% と高い状況なので、それを防ごうということで、中学生の学習支援を始めた。今は、全市で 11 カ所教室を作らせていただいて、そこで支援をさせていただいている。 |
| 分科会長 | 小学生まで広がると聞いた。 |
| 生活保護・自立支援室 | それは私どもがやっている学習支援とはちょっと違って、こども未来局のほうで、生活支援も含めたところを検討しているというのは聞いている。 |
| こども未来局企画課 | これからモデル事業として始めるのが 10 月ということになっている。そこは基本的にはどういう呼び込みというか、該当する人たちをどういうふうに集めてくるかというのはまだこれからである。主には生活支援、生活のサイクルをしっかりとした中で、学習のところでも少しお手伝いとか、お預かりというか、場の提供をするが、そこで遅い時間、8 時ぐらいまでいるということも考えられるので、食事の提供とか、そういったものも総合的にやっていくということを今考えている。中身はまだ詰め切れていないところがある。 |
| 分科会長 | 生活困窮家庭の特に子どもの貧困と学習支援というのは、生活困窮者自立支援法では任意事業になっていて、全国的な自治体の取組は、大体半分ぐらいである。しかし川崎市は任意事業を率先してやっているということで、かなり評価できると思う。 |
| 委員 | 日頃の相談の中で、親に暴力をふるって、親が市営住宅からいなくなってしまったが、親が住宅の権利を持っているのでその子どもは引き継げないという。暴力をふるった原因も含めて精神障害で、精神の手帳を持って、生活保護をもらっている。しかし、縦割りの中で、市営住宅を管理しているところから、早く出ていけと再三言われて、引っ越すために仕事をしなければと、無理に仕事をやって、仕事先で発作を起こして、泡を吹いて倒れるということが何回かあった。「譲渡できない」という一点張りだった。そこら辺がうまく連携して、そういうものをどうしてやるかと、こういうふうな支援を必要とする人を支援につなげるところがあってもいいのだけれど、現実的にそういうのはやはり駄目なのか。 |
| 生活保護・自立支援室 | 住宅供給公社から立ち退きという感じになってしまっているわけであるか。 |
| 委員 | 親の権利から譲渡できないと書いてあるのだから。だからそういう子は出て行けと。きれいごとが書いてあるが、どうなのかと本当に思う。そういう場合でも駄目なのかと。 |
| 生活保護・自立支援室 | 生活保護の立場で言ってしまうと、家主が出ていけと言われたのを、そちらの制度を変えるというのはなかなか難しいところはある。転居の支援をすると |

| | |
|------------|---|
| | いう立場になってしまうのかと思う。 |
| 委員 | 市社協でSOS事業があるのだが、そのようなところでは駄目なのか。 |
| 委員 | スタートはしているけれども、現実的にはまだ加入者がいないから、もう少し集まればいいのだが。私など時代遅れかもしれないけれども、生活保護を受けている子どもが、よくその学習などに集まると思う。昔は生活保護を受けると、出ていくのが嫌だとかあったが、今は中学生が、ちゃんと勉強の場所に来る。幸区では下平間でやっている。子どもが来て、ほとんどの子が高校を出たというから、すごく効果があるのだろう。 |
| 生活保護・自立支援室 | ケースワーカーがいるので、声掛けは密に、お母さまとかお父さま含めて趣旨を説明している。しかし中でも「嫌だ」と言ったり、独自に塾に行っている方もいらっしゃるのでは全部ではないが、お声掛けをきちんとしている。 |
| 分科会長 | それでは、今日、いろいろ意見が出たが、事務局のほうで今日の意見を元にしなが、それを詰めていただければと思う。予定していた議事は以上となるが、何かあるか。 |
| 事務局 | 事務局から、臨時委員についてご相談したい。今回の議論の中でも、やはり地域づくりの重要性については、再確認はされたと考えている。説明させていただいた地域包括ケアシステムの構築に向け、今回の地域福祉計画策定とも連携を図りながら進めていきたい、次回の分科会から、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会の委員でもある日本女子大学准教授の黒岩亮子氏に臨時委員として加わっていただきたいと考えているがどうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 事務局 | ではそのように手続きを進めさせていただくので、よろしく願いしたい。 |
| 分科会長 | 最後私のほうから1点お願いがある。先ほどの策定指針で説明があったが、社会福祉協議会との連携ということで、社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画と一体的な策定をするということである。私自身も川崎社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画の策定委員のメンバーに入っているの、ぜひ一度、次回、1時間程度、委員の皆さんと、社会福祉協議会の策定委員会の委員の皆さまと、合同の意見交換会をできれば設けたいと思っているが、いかがか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 事務局 | 次回の日程について、7月3日の14時から開催したい。今回は、社会福祉協議会の策定委員との意見交換を審議会後に、開催させていただきたい。 |
| 吉川地域福祉部長 | (閉会の挨拶) |